

2022年度
電源 I ʼ 廠気象対応調整力
【標準契約書】

中国電力ネットワーク株式会社

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社（以下、「乙」という。当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」の後に「と●●電力送配電株式会社（以下、「丙」という。）」を加える。）とは、2021年8月30日に乙が公表した2021年度電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱（以下、「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供について、次のとおり契約する。

（調整力の提供）

第1条 甲は、乙が廠気象時の需給バランス調整等の実施や乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時等の広域的な需給バランス調整等に寄与するため、第7条の設備要件を満たす別紙1（契約電源等一覧表）の発電設備または DR を活用した負荷設備（以下、「契約電源等」という。）を用いて、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約電源等は、2021年4月1日実施の乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。以降、本契約の約款に係る箇所は同様に置き換える。）の託送供給等約款（以下、「約款」という。乙が約款を変更した場合は、変更後の託送供給等約款の該当規定によるものとし、以下本契約書において同じ。）に規定する次の各設備に該当するものとする。

（1）揚水発電設備または蓄電池

約款附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備

約款 15（供給および契約の単位）（4）に規定する調整電源

（3）負荷設備

約款 15（供給および契約の単位）（5）に規定する調整負荷

2 本契約において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）第3条に定める受電地点（契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、供給地点）において、同条に定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を、第21条に定める提供時間を通じて、契約電源等により甲が乙（当社が属地 TS0 とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下、「乙（丙）」という。）に置き換える。以降、本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に従い発電出力の増加または負荷設備における電気の使用の抑制（以下総称して「運転」という。）が可能な状態で維持（以下、「待機」という。）すること。

（2）甲が乙の指令に従い、第21条に定める提供時間において、契約電源等

を電源 I 〔 厳気象対応調整力契約電力の範囲内で運転すること。

(発電計画等の提出および調整力ベースラインの設定)

第2条 甲は、契約電源等が発電設備の場合、契約電源等ごとに当該契約電源等の発電バランスグループの発電計画値（以下、「BG 最経済計画値」という。）を、電力広域的運営推進機関を通じて乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）に提出するものとする。

2 甲は、契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、契約電源等ごとに当該需要場所における DR が行なわれなかった場合に想定される 30 分ごとの負荷消費量等の合計に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたもの（損失率は約款にもとづくものとする。以下同じ。）（以下、「調整力ベースライン」という。）を算定し、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）に提出するものとする。なお、調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ甲と乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「および丙」を加える。）との間で、乙の指定する方法で取り決めるものとする。

3 甲は、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。）が必要と認める場合、乙が必要とする発電計画値等（契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、需要家ごとの内訳を含む。）、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を乙に直接提出するものとする。

4 第2項により算出された調整力ベースラインについては、第20条で定める調整電力量とともに原則として乙からの指令により甲が必要抑制を実施した月の翌月末日までに、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が別途定める書式を用いて甲から乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

(受電地点・供給地点および送電上の責任分界点)

第3条 受電地点または供給地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙(丙)との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに基づるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第4条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙(丙)との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに基づるものとする。

(契約電力、発電所等名、所在地、地点特定番号、設備区分、供出電力、電圧、応答時間)

第5条 契約電力、発電所・需要家名、所在地、受電・供給地点特定番号、設備区分(発電・負荷)、供出電力、電圧および電源 I ㄥ 廠気象対応調整力契約電力を提供できるまでの時間(以下、「応答時間」という。)は別紙1のとおりとする。

(契約電源等の追加、変更および削除)

第6条 甲は、別紙1に定める契約電源等の追加、変更および削除を行なう必要が生じた場合は、速やかに乙に申し出を行ない、乙の承諾を得た場合においてのみ、契約電源等の追加、変更および削除ができるものとする。

なお、契約電源等の追加、変更および削除を行なった場合においても、前条で定める契約電力の変更はできないものとする。

(設備要件)

第7条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

なお、乙からの指令値は、原則、第5条に定める契約電力と同値とする。

- (1) 乙の指令から第5条に定める応答時間が3時間以内であること。
- (2) 第21条に定める提供時間において、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。また、第21条に定める提供時間以外の時間においても、乙の指令に可能な限り応じること。
- (3) 乙の指令に対し、甲が入札書に記載した電源 I ㄥ 廠気象対応調整発動可能回数(12回)までは応じること。また、電源 I ㄥ 廠気象対応調整発動可能回数超過後も、乙の指令に対して可能な限り応じること。
- (4) 乙の指令から別紙1に定める応答時間内に運転を開始し、当該運転開始時から、3時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。また、調整実施後3時間以内に乙が復帰指令を行なった場合は、可能な限りその指令に応じること。
- (5) 甲は、契約電源等に不具合が生じた場合、すみやかに乙(当社が属地 TSO とならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。)に連絡のうえ、遅滞なく復旧すること。
- (6) 甲は、契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
- (7) 甲は、(2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、電源 I ㄥ

厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源 I´ 厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に使用しないこと。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合はこの限りでない。

- (8) 発動指令電源と電源 I´ で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I´ を同日に指令する場合、電源 I´ の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源 I´ 発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行わない）。具体的な指令値としては、契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し、発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の合計値で乗じた値*（小数点第一位を四捨五入。以下、「実効性テスト控除指令値」という。）を指令することとする。

※ 上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。

- (9) 乙（当社が属地 TSO とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ出力抑制が必要となった場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するとともに、甲は約款にもとづき、BG 最経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更すること。なお、乙はこれに必要な協力をする。
- (10) 電源 I´ 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲、または関連するリソースアグリゲーター、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。
- (11) 甲は、契約電源等を所有する発電事業者および需要者に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下、「申合書等」という。）を遵守させること。

（停止計画）

第9条 甲は、乙が別途定める期日までに、第21条に定める電源 I´ 厳気象対応調整力の提供期間（以下、「提供期間」という。）における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は、第21条に定める提供時間を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が厳気象対応月に設定することを認めた場合は、この限りではない。
- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、作業停止期間の短縮に努めること。

- (3) 甲は、乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(計量)

第10条 契約電源等から受電する電力量（以下、「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（当社が属地 TSO とならない場合、「丙が」を加える。）取り付けられた記録型計量器により、受電電圧と同位の電圧で30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙協議のうえ、別途電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづく計量器等は取り付けないものとする。

- 2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は、甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」の後に「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等を以下の区分で施設するものとする。ただし、甲と乙（当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備または伝送装置等の省略について合意がなされている場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

イ 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

ロ 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙（当社が属地 TSO とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」

に置き換える。)が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

ハ 上記イおよびロ以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りではない。

(2) 簡易指令システムによる指令の場合

イ 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

ロ 簡易指令システムから甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(料金)

第13条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、基本料金および従量料金を甲に支払うものとする。

2 電源 I 厳気象対応調整力の提供に係る料金の算定期間(以下、「料金算定期間」という。)は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(基本料金の算定)

第14条 基本料金は、すべての契約電源等について、別紙2(月間料金等一覧表)に定める月間料金とする。

2 契約期間の途中で本契約が終了する場合、終了日を含む月の月間料金は、次の式により日割計算するものとする。

$$\text{月間料金} \times \frac{\text{当該月の1日から契約終了日の前日までの日数}}{\text{料金算定期間の日数}}$$

(契約電力未達時割戻料金)

第15条 第21条に定める提供時間において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間において、30分コマの調整電力量が電源 I 厳気象対応調整力契約電力を2で除した値を下回る場合(以下、「契約電力未達」という。)、契約電力未達時割戻料金を次項のとおり料金算定期間ごとに算定する。ただし、甲

が、乙が定める要件を満たす代替電源等を用いて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供し、乙が停止の対象としないと認めた場合、または停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達時割戻料金の適用対象としないことができるものとする。

- 2 契約電力未達時割戻料金は、契約電源等ごとに、次の式により 30 分コマごとに算定された金額を料金算定期間にわたり合計した金額とする。ただし、発動回数は運用要件に定める最低発動回数の 12 回（ただし、13 回目の発動回数以降、12 回を超えて実際に応じた回数を加算する。）とする。また、当該 30 分コマの調整電力量は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を 2 で除した値を上限とし、調整電力量が負となる場合は、契約電力未達率算定上の調整電力量は 0 として算定するものとする。なお、契約電力未達率は、小数点以下第 3 位を四捨五入したものとする。

契約電力未達時割戻料金

$$= \text{容量価格} \times \frac{\text{各コマの契約電力未達率合計}}{(\text{発動回数} \times \text{運転継続時間の 30 分コマ数})} \times 1.5$$

$$\text{契約電力未達率} = \frac{\left(\frac{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}}{2} - \text{当該 30 分コマの調整電力量} \right)}{(\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} \div 2)}$$

- 3 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、前項の契約電力未達率算定上の電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力は、「実効性テスト控除指令値」とする。

（ペナルティ料金の算定）

第 16 条 ペナルティ料金は、第 15 条に定める契約電力未達時割戻料金を料金算定期間にわたり合計した金額とする。なお、各号の金額の単位は 1 円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

- 2 提供期間の各月のペナルティ料金の合計額は、容量価格を上限とする。

（従量料金の算定）

第 17 条 従量料金は、次の各号の合計金額とする。なお、各号の金額の単位は 1 円とし、料金算定過程における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

なお、甲が乙と同一の契約電源等により電源Ⅱ 契約等（電源Ⅱ 周波数調整力契約、電源Ⅱ 需給バランス調整力契約または電源Ⅱ 低速需給バランス調整力契

約)を締結している場合および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごと、30分コマごとに、第19条により算定された上げ調整電力量に、第18条の上げ調整電力量に適用する単価を乗じてえた金額の料金算定期間の合計金額とする。ただし、上げ調整電力量に適用する単価が応札時に契約者が提示した上限電力量価格を上回る場合には、当該30分の上げ調整電力量料金は、第19条により算定された上げ調整電力量に応札時に契約者が提示した上限電力量価格を乗じてえた金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

乙の上げ調整指令にもかかわらず、30分コマごとに、第19条により算定された調整電力量が負の場合、契約電源等ごとに、第19条により算定された調整電力量に、その30分の乙の約款22(発電量調整受電計画差対応電力)に定める30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価から消費税等相当額を除いた値を乗じてえた金額の料金算定期間の合計金額とする。

(電力量料金に係る単価の登録)

第18条 前条(1)について、甲は乙(当社が属地TSOとならない場合、「乙」の後に「および丙」を加える。)に対し、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日(以下、「適用期間」という。)までの上げ調整電力量に適用する単価(円/kWh)を原則として適用期間開始直前の火曜日14時(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。)までに需給調整市場システムに登録するものとする。なお、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価(以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。)を適用するものとする。

2 甲は、前項にもとづき単価登録した後、各30分コマの始期の6時間前までの間、単価の変更を行うことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする*。

※ 今後の制度設計専門会合等で議論が行われ、その結果により見直しを行う可能性があります。

3 前二項において、甲が需給調整市場システムに登録する単価の値は、入札時に甲が提示した上限電力量単価(円/kWh)を上限とする。

4 甲が、第1項および第2項にもとづき、単価の登録および変更を行なうに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。

- 5 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、甲は一切の責任を負うものとする。

(調整電力量の算定)

第 19 条 調整電力量は、契約電源等ごとに次のとおり算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。

(1) 契約電源等が発電設備の場合、30 分ごとの実績電力量から、ゲートクローズ時点における 30 分ごとの BG 最経済計画値を差し引いた値とする。

(2) 契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合、30 分ごとの調整力ベースラインによる電力量から、実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値を 30 分値と定義したうえで、乙が求めた調整開始時刻を含む 30 分値から調整終了時刻を含む 30 分値までのすべての 30 分値を合計して算出するものとする。

(3) 1 需要場所において、発電設備の出力増加等により、当該需要場所の需要抑制に加えて乙の系統へ逆潮流させる場合、前二号により算定した値を合計した値とする。

(4) 上記 (1)、(2) において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量は、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ調整電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量は、原則として翌々月 10 日までに、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）から甲へ通知するものとする。

(料金等の支払い)

第 20 条 第 14 条により算定した基本料金に第 28 条に定める事業税相当額（甲の事業税課税標準が収入金課税である場合に限る。）および第 29 条に定める消費税等相当額を加算した金額について、甲は、原則として、当該料金算定期間の翌月 10 日までに請求書により乙に請求し、乙は、同月 25 日（ただし、25 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。）までに支払うものとする。た

ただし、乙の請求書の受領が同月 11 日以降であった場合は、請求書受領後 15 日以内（ただし、請求書受領後 15 日目の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日までとする。）に甲に支払うものとする。

- 2 第 17 条により算定した従量料金（上げ調整電力量料金が下げ調整電力量料金を上回る場合に限る。）に第 28 条に定める事業税相当額（甲の事業税課税標準が収入金課税である場合に限る。）および第 29 条に定める消費税等相当額を加算した金額について、甲は、原則として、当該料金算定期間の翌々月 10 日までに請求書により乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）に請求し、乙は、同月 25 日（ただし、25 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。）までに支払うものとする。ただし、乙の請求書の受領が同月 11 日以降であった場合は、請求書受領後 15 日以内（ただし、請求書受領後 15 日目の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日までとする。）に甲に支払うものとする。
- 3 第 17 条により算定した従量料金（下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回る場合に限る。）および第 16 条により算定したペナルティ料金に、第 28 条に定める事業税相当額および第 29 条に定める消費税等相当額を加算した金額について、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）は、原則として、当該料金算定期間の翌々月 10 日までに請求書により甲に請求し、甲は、同月 25 日（ただし、25 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。）までに支払うものとする。ただし、甲の請求書の受領が同月 11 日以降であった場合は、請求書受領後 15 日以内（ただし、請求書受領後 15 日目の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日までとする。）に乙に支払うものとする。
- 4 前三項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限日の翌日以降支払いの日まで、当該未払額から消費税等相当額および事業税相当額（事業税相当額を加算している場合に限る。）を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 5 第 16 条に定めるペナルティ料金および第 17 条に定める下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回る場合、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）は、甲に対して有するそれらの債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。

（調整力の提供期間、提供時間および契約の有効期間）

第 21 条 本契約にもとづく甲から（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じた」を加える。）乙への電源 I ㄱ 厳気象対応調整力の提供期間は 2022 年 7 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までおよび 2022 年 12 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日まで

とする。

- 2 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日を除き、各日9時から20時までといたします。
- 3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第22条 甲乙いずれか一方(当社が属地TSOとならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。)がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方(当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲および乙(当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。)は、相手方(当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。)が本契約に定める規定に違反した場合、相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

- 2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲および乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

- 4 本契約にもとづく甲の厳気象対応調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが、提供期間の始期までに完了

しないことが明らかとなった場合、乙は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う損害賠償)

第 24 条 本契約の解約または解除により、その責に帰すべき者の相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第 25 条 甲または乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第 26 条 甲または乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）は、その役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下、「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であってはならない。

2 甲または乙は、相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号の一に該当する場合は、催告することなく本契約を解除することができるものとする。

(1) 相手方が反社会的勢力である場合

(2) 相手方が反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると思われる場合

(3) 相手方の請負人もしくはその役員等（下請負が数次にわたる場合は、そのすべての下請負人もしくはその役員等を含む。以下同じ。）または本契約履行のために相手方もしくはその下請負人が使用する者が、反社会的勢力である場合または反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合で、相手方が、当該下請負人との関係をすみやかに遮断しまたは当該相手方もしくはその下請負人が使用する者を本契約履行からすみやかに排除するなど、適切な対応をとらないとき

3 甲または乙は、自らの下請負人もしくはその役員等または本契約履行のため自らもしくは自らの下請負人が使用する者が、前項第 3 号に該当することが判

明した場合、相手方にすみやかに報告するものとする。

- 4 甲または乙が第2項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償する責を負わない。

(損害賠償)

第27条 第24条の定めによる場合のほか、甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約の履行に際し、相手方（当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）または第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第28条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

- 2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

基本料金および上げ調整電力量料金支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/(1-収入割に相当する率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

- (2) 甲が乙に支払う場合

下げ調整電力量料金およびペナルティ料金（当社が属地TSOとならない場合、「下げ調整電力量料金およびペナルティ料金」を「ペナルティ料金」に置き換える。）支払い時に事業税相当額（料金に事業税率/(1-事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

～当社が属地TSOとならない場合、以下の項目を加える～

- (3) 甲が丙に支払う場合

下げ調整電力量料金支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/(1-事業税率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、丙の事業税率とする。

～ここまで～

(消費税等相当額)

第 29 条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第 14 条, 第 16 条および第 17 条に定める料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては, 第 14 条, 第 16 条および第 17 条により算定した料金に第 28 条第 2 項 (1) に定める収入割相当額または第 28 条第 2 項 (2) に定める事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第 30 条 本契約において, 料金その他を計算する場合の単位および端数処理は, 次のとおりとする。

(1) 電機等出力の増減電力量の単位は, 1 キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。

(2) 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は, 消費税等相当額および事業税相当額が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ 1 円とし, その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第 31 条 本契約の運用上必要な細目については, 別途甲乙 (当社が属地 TS0 とならない場合, 「甲乙」を「当事者」に置き換える。) 間で協議の上, 定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第 32 条 本契約に関する訴訟については, 広島地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は, すべて日本法に従って解釈され, 法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第 33 条 甲および乙 (当社が属地 TS0 とならない場合, 「ならびに丙」を加える。) は本契約の内容について, 第三者に対して開示しないものとする。ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) あらかじめ相手方 (当社が属地 TS0 とならない場合, 本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。) の承諾を得た場合

(2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合

(3) 調整力の広域的運用のために、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。）が他の一般送配電事業者に提示する場合

(4) 第 50 回制度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会）における情報公表に関する整理事項に基づく必要な措置として乙のウェブサイトにて公開する場合乙のウェブサイトにて公開する場合

2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

（協議事項）

第 34 条 本契約に定めのない事項については、申合書等によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地 TSO とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上, 契約締結の証として, 本書 2 (当社が属地 TS0 とならない場合, 本条の「2」を「3」に置き換える。) 通を作成し, 甲, 乙 (当社が属地 TS0 とならない場合, 「, 丙」を加える。) 記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

□□□□年□□月□□日

○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

広島県広島市中区小町 4 番 33 号
乙 中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○
(当社が属地 TS0 とならない場合, 以下の内容を加える。)

○○県○○市○○町○○番
丙 ○○電力送配電株式会社
取締役社長 ○○ ○○

別紙 2. 月間料金等一覧表

事業者名	契約電源等の名称	電源 I 一般気象対応 調整力契約電力 (kW)	容量価格 (円)	月間料金 (7月～9月, 12月, 1月) (円)	月間料金 (2月) (円)	その他
□□発電株式会社						